



会社業務概要

(2007年度版)

目 次

【はじめに】	-----	1
【主な記載事項について】	-----	1
1. 会社の概況		
① 会社名等	-----	3
② 会社の沿革	-----	3
③ 会社の目的	-----	4
④ 事業の内容	-----	5
⑤ 営業所の状況	-----	7
⑥ 財務の概要	-----	7
⑦ 発行済株式総数	-----	7
⑧ 主要株主名	-----	8
⑨ 役員の状況	-----	8
⑩ 従業員の状況	-----	9
2. 営業の状況		
① 営業方針	-----	10
② 当社及び当業界を取り巻く環境	-----	10
③ 営業の経過及び成果	-----	11
④ 対処すべき課題	-----	13
⑤ 受託業務管理規則	-----	14
⑥ 外務員の登録状況	-----	20
⑦ 委託者数	-----	20
⑧ 苦情・紛争に関する事項	-----	20
⑨ 訴訟に関する事項	-----	22
3. 経理の状況		
① 貸借対照表	-----	23
② 損益計算書	-----	24
③ 株主資本等変動計算書	-----	25
④ 個別注記表	-----	25
⑤ 監査に関する事項	-----	28
⑥ 財務比率	-----	28

【はじめに】

本書は、平成 19 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

① 会社名等	会社名、所在地、電話番号、代表者役職・氏名を記載しています。
② 会社の沿革	当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
③ 会社の目的	定款に記載された当社の目的を記載しています。
④ 事業の内容	当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
⑤ 営業所の状況	本店及び従たる営業所について、店舗の名称、所在地、電話番号を記載しています。
⑥ 財務の概要	平成 19 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
⑦ 発行済株式総数	発行済株式の総数を記載しています。
⑧ 主要株主名	所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
⑨ 役員の状況	当社の役員の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載しています。
⑩ 従業員の状況	当社の従業員数、登録外務員数等について記載しています。

2. 営業の概況

① 営業方針	当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
② 当社及び当業界を取り巻く環境	内外の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
③ 営業の経過及び成果	当社の平成 18 年度における業績について記載しています。
④ 対処すべき課題	当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
⑤ 受託業務管理規則	受託業務の適切な遂行のために受託等業務に関する規則第 8 条第 1 項の規定により当社が定めている受託業務管理規則を記載しています。
⑥ 外務員の登録状況	期首及び期末における登録外務員並びに期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載しています。
⑦ 委託者数	期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。
⑧ 苦情・紛争に関する事項	期中における委託者からの苦情及び紛争の状況について記載しています。
⑨ 訴訟に関する事項	期中において係争中の裁判について記載しています。

3. 経理の状況

① 貸借対照表	平成 19 年 3 月 31 日現在の貸借対照表を記載しています。
② 損益計算書	平成 18 年度（平成 19 年 3 月 31 日現在）の損益計算書を記載しています。
③ 株主資本等変動計算書	株主総会に報告し、承認を受けた平成 18 年度の株主資本等変動計算書を記載しています。
④ 個別注記表	株主総会に報告し、承認を受けた平成 18 年度の個別注記表を会社計算規則に基づき記載しています。
⑤ 監査に関する事項	会社法第 436 条第 2 項第 1 号に基づく会計監査人の監査又は東京工業品取引所定款第 34 条第 7 項に基づく公認会計士の監査等を受けている旨を記載しています。
⑦ 財務比率	当該事業年度末現在における主要な財務比率について記載しています。

(a) 純資産額規制比率	$\text{純資産額} (*) / \text{リスク額} (*) \times 100$
<p>* : 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。</p> <p>「純資産額規制比率」とは、純資産額の商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があるといえます。</p>	
(b) 純資産額資本金比率	$\text{純資産額} (*) / \text{資本金額} \times 100$
<p>* : 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。</p> <p>資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。</p>	
(c) 自己資本資本金比率	$\text{自己資本} / \text{資本金額} \times 100$
<p>資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。</p>	
(d) 自己資本比率	$\text{自己資本} / \text{総資産額} \times 100$
<p>総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。</p>	
(e) 修正自己資本比率	$\text{自己資本} / \text{総資産額} (*) \times 100$
<p>* : 「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。</p> <p>上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。</p>	
(f) 負債比率	$\text{負債合計額} / \text{純資産額} (*) \times 100$
<p>* : 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。</p> <p>純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いといえます。</p>	
(f) 流動比率	$\text{流動資産額} / \text{流動負債額} \times 100$
<p>短期間に支払期限の到来する流動負債と、短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。</p>	

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	米 常 商 事 株 式 会 社
代表者氏名	代表取締役社長 小瀬古 賢次郎
所在地	愛知県名古屋市北区志賀本通一丁目 45 番地
電話番号	052-981-3571 (代)

② 会社の沿革

当社は、昭和 28 年 10 月に米穀販売業からスタートしました。そして、昭和 31 年 8 月には名古屋穀物商品取引所（現在の中部大阪商品取引所の前身）の創立に参画して、仲買人として商品先物取引の受託業務を開始しました。

その後、下表のとおり、東京・大阪の商品取引所の商品市場に参加するとともに、支店を開設するなど業務を拡大しました。昭和 46 年に商品取引所法の改正により、商品取引員の許可を受けるとともに、貴金属や石油など他商品にも参加市場を拡大し、現在、3 商品取引所・10 商品市場・25 商品の受託業務を行っております。

当社のもう一つの重要な柱である米穀の販売業務については、平成 3 年 3 月に米穀卸売としての免許を受けたほか、関連会社に炊飯サービス事業の会社を持つなど、コメの流通に関しては川上から川下までの一貫した販売体制を作り上げてきております。

近い将来には、コメの先物取引市場の開設も予想されておりますので、そのことも視野に入れながら、リスクヘッジャー、リスクテイカーのあらゆるニーズに応えられる特徴ある商品取引員として、一層の発展・飛躍を期して努力しております。

会社発展の経過

年 月	概 要	資本金
昭和 28 年 10 月	米穀販売業「株式会社米常商店」を開業	60 万円
昭和 31 年 8 月	名古屋穀物商品取引所設立に参画 仲買人となる	
昭和 37 年 2 月	米常商事株式会社に社名変更	480 万円
昭和 38 年 9 月	豊橋乾繭取引所に加入 仲買人となる	1,920 万円
昭和 39 年 5 月	大阪穀物商品取引所に加入 仲買人となる	
昭和 40 年 9 月		2,800 万円
昭和 45 年 3 月		4,800 万円
昭和 46 年 1 月	商品取引所法の改正により、商品取引員の許可	
昭和 49 年 5 月	名古屋繊維取引所の会員となる	
昭和 56 年 1 月		9,600 万円
昭和 57 年 3 月	東京金取引所 金市場 商品取引員許可	
昭和 57 年 8 月	東京穀物商品取引所 農産物市場 商品取引員許可	
昭和 59 年 5 月	名古屋穀物砂糖取引所 砂糖市場 商品取引員許可	
昭和 59 年 11 月	東京工業品取引所 貴金属市場 商品取引員許可	

年 月		概 要	資本金
昭和 62 年	6 月	神戸ゴム取引所 ゴム市場 商品取引員許可	3 億円
昭和 62 年	12 月	名古屋繊維取引所 繊維市場 商品取引員許可	
平成 2 年	11 月		
平成 3 年	3 月	米穀卸売業の免許を受ける	5 億円
平成 3 年	8 月	東京砂糖取引所 砂糖市場 商品取引員許可 大阪砂糖取引所 砂糖市場 商品取引員許可	
平成 5 年	10 月		
平成 7 年	1 月	神戸ゴム取引所 天然ゴム指数市場 商品取引員許可	
平成 9 年	4 月	東京工業品取引所 アルミニウム市場 商品取引員許可	
平成 9 年	10 月	大阪商品取引所 アルミニウム市場 商品取引員許可	
平成 10 年	8 月	関西商品取引所 農産物・飼料指数市場 商品取引員許可	
平成 11 年	6 月	東京工業品取引所 石油市場 商品取引員許可	
平成 11 年	11 月	中部商品取引所 畜産物市場 商品取引員許可	
平成 11 年	12 月	中部商品取引所 石油市場 商品取引員許可	
平成 14 年	6 月	関西商品取引所 水産物市場 商品取引員許可	
平成 14 年	8 月	大阪商品取引所 ニッケル市場 商品取引員許可	
平成 15 年	8 月	外国為替取引 開始	
平成 17 年	10 月	中部商品取引所 鉄スクラップ市場 商品取引員許可	
平成 17 年	12 月	吸収分割により、株式会社コメックスに外国為替事業部門を承継。	
平成 19 年	3 月	東京工業品取引所 ゴム市場 市場会員許可	

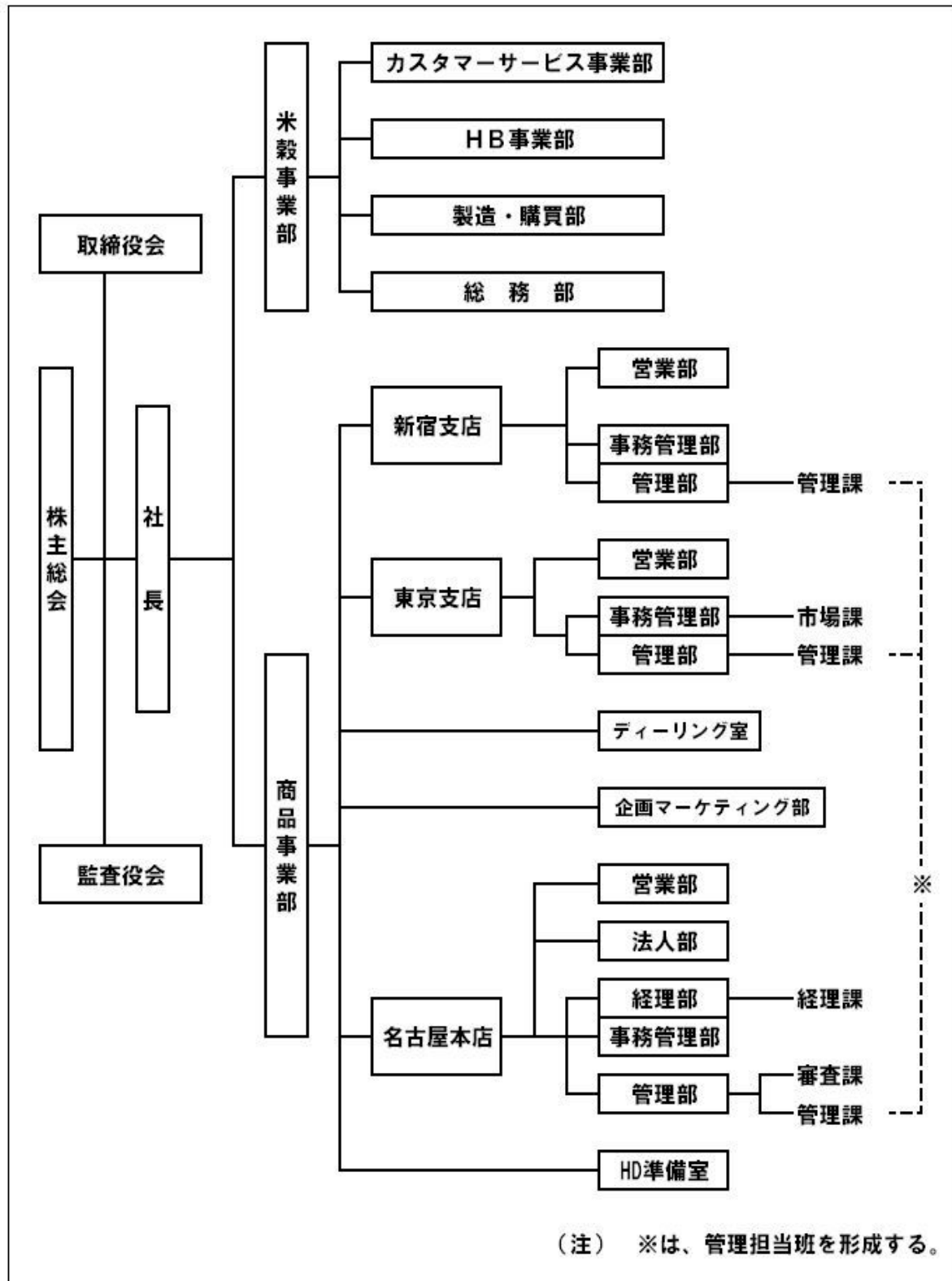
③ 会社の目的

- (1) 主要食糧の売買の業務
- (2) 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の商品市場における上場商品及び上場商品指数の取引並びにオプション取引の受託業務
- (3) 商品取引所法の適用を受ける商品に係る売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理の業務
- (4) 外国の商品取引所の商品市場における上場商品の取引の受託、委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の業務
- (5) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資信託に関する調査研究並びに商品投資販売、商品投資顧問に関する業務
- (6) 外国為替市場における取引の受託、委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の業務
- (7) 通貨の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理の業務
- (8) 有価証券の売買の業務
- (9) 証券仲介に関する業務
- (10) 各種損害保険の代理業務
- (11) 生命保険の募集に関する業務
- (12) 不動産の管理及び賃貸業務
- (13) 上記の各号に関連する一切の業務

(注) 上記のうち、_____線部分の業務は、現在は行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織の概要



(2) 業務の概要

当社の業務の内容は、大きく米穀の卸売りの部門（米穀事業部）と、商品先物取引の部門（商品事業部）から成り立っています。

そのうちの商品先物取引の部門は、商品取引所法に基づき開設されている商品市場に上場されている各種商品の売買（先物取引、現金決済取引、指数取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客からの委託を受けて行う業務（「受託業務」という。）と、自己の計算において行う業務（「自己ディーリング業務」という。）を主な内容としております。その具体的な内容は次の通りです。

a. 米穀の卸売り業務

食糧法に基づく計画流通米及び計画外流通米の仕入れ並びに販売の業務であり、平成3年3月には卸売の免許を取得し、当グループ内において文字通りコメ流通の川上から川下まで一貫してキメ細かいサービスを行う体制を整えております。

b. 商品市場における取引の受託及び自己ディーリングの業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣から許可を受けております。

また、このように顧客からの注文を受けて行う「受託業務」が中心ではありますが、場合によっては自らの判断とその責任において、積極的にヘッジもしくはサヤ取りを目的に売買に参入することもあります。この自己ディーリング業務は、これからの商品取引員の経営にとって重要な業務となりますので、専属のディーリング室を設置して活動しております。特に、当社のようにコメの現物取引を行っている業者にとっては、将来コメの先物市場が開設されるような場合には極めて必要かつ重要な役割を果たすものと思われまます。

現在、参加している商品市場と商品の一覧

取引所名	商品市場名	商品名
東京工業品取引所	貴金属	金（オプションを含む）、銀、白金、パラジウム
	アルミニウム	アルミニウム
	石油	ガソリン、灯油、原油
東京穀物商品取引所	農産物	一般大豆、NON-GMO大豆、小豆 とうもろこし、大豆ミール、日本生糸 アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆
	砂糖	粗糖
中部大阪商品取引所	畜産物	鶏卵
	石油	ガソリン、灯油、軽油
	鉄スクラップ	鉄スクラップ
	ゴム	RSS 3号、TSR20
	天然ゴム指数	天然ゴム指数

c. その他 従たる業務

当社が所有するビルについて、一部を当社とその関連会社の社員のほか一般にも賃貸しておりますが、これはあくまでも社員の福利厚生が中心であり、今後の拡大は考えておりません。また、名古屋市内に3ヶ所賃貸駐車場を保有しております。

⑤ 営業所の状況

(1) 商品事業部

名 称	所 在 地	電話番号
本 社	愛知県名古屋市北区志賀本通一丁目 45 番地	052-981-3571
東京支店	東京都中央区日本橋久松町 9 番 11 号	03-3663-2121
新宿支店	東京都渋谷区代々木二丁目 10 番 8 号	03-5365-1150
大阪支店	大阪府大阪市西区新町一丁目 10 番 2 号	06-6532-1621
長野支店	長野県長野市大字南長野南県町 685 番地の 2	026-234-3120

※ 表中は平成 19 年 3 月 31 日時点での状況を記載しておりますが、平成 19 年 5 月 31 日付で大阪支店、長野支店を廃止しております。

(2) 米穀事業部

店舗の名称	所 在 地	電話番号
HB 事業部	愛知県名古屋市北区辻本通一丁目 12 番地	052-916-1701
ライスセンター	愛知県北名古屋市二子四反地 13 番地 1 号	0568-22-4159

⑥ 財務の概要

決算年月 平成 19 年 3 月期

(単位：千円)

(a) 資 本 金	500,000
(b) 純 資 産 額 *1	2,746,891
(c) 総 資 産 額	6,662,959
(d) 営 業 収 益	4,616,004
(うち、受取委託手数料)	1,853,466
(e) 経 常 利 益	25,130
(f) 当 期 純 利 益	△87,925

*1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 : 100 万株 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名（上位10名）（平成19年3月末日現在）

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
安田 晋	190.2千株	19.0%
安田 節子	151.9千株	15.2%
安田 規雄	142.2千株	14.2%
下地 章雄	142.2千株	14.2%
下地 敏雄	86.8千株	8.7%
下地 正代	65.9千株	6.6%
高松 ミホ	49.7千株	5.0%
下地 健雄	43.0千株	4.3%
平松 慧子	43.0千株	4.3%
平松 万祐子	43.0千株	4.3%
計	958.0千株	95.8%

⑨ 役員 の 状 況 （平成19年6月30日現在）

役職名	氏 名 (生年月日)	所 有 株式数
代表取締役 社 長	小瀬古 賢次郎 (S22.11.10)	0株
専務取締役	小林 哲也 (S30.1.15)	0株
取 締 役	安田 テツ子 (S3.9.27)	0株
取 締 役	安田 晋 (S42.3.3)	190.2千株
取 締 役	下地 正代 (S27.1.1)	65.9千株
取 締 役	中根 義通 (S25.2.2)	0株
監 査 役 (非常勤)	下地 章雄 (S58.4.27)	142.2千株
監 査 役 (非常勤)	森山 茂次 (S24.1.23)	0株

⑩ 従業員（商品事業部）の状況

（平成19年3月末現在）

区 分	総 計	男 女 別		業 種 別	
		男	女	営業	非営業
従 業 員	106人	93	14	66	40
平 均 年 齢	35.3歳	36.9	24.3	34.4	36.9
平均勤続年数	4.0年	4.2	2.1	2.8	6.1
登録外務員数	84人	82	2	62	22

2. 営業の状況

① 営業方針

当社の営業の基本姿勢としては、「お客様と共に喜び、お客様と共に伸びる経営」を目指して努力してきております。

すなわち、米穀事業部におきましては、「安心できる品質を満足できる価格で供給する」ことを目標にして品質管理と顧客のニーズに沿った商品の開発に努力しております。

また、商品事業部におきましては、「商品先物の各商品ごとに、適時・的確な情報の提供と、キメ細かいサービスで顧客に満足を提供する」ことを目指して、商品市場の基礎的な資料の収集と調査分析に力を入れるなど、従業員の資質の向上を図り、信用情報産業としての体質の強化に努めております。

当社は、もともと穀物市場からスタートしたため、農産物の取引を得意分野としてきましたが、近時、取引商品が多様化する中で、貴金属、石油、ゴムさらに畜産物などの商品にも取引の間口を広げてきており、さらに、オプション、指数取引及びなどの派生商品への取引の展開により、顧客の資産運用の多様なニーズに応えられるシステムを構築し、結果として顧客に十分な満足を提供するべく、全社を挙げて取り組んでおります。

しかし、また、受託業務の拡大にあたっては、特に新規の顧客を開拓して、取引の裾野を広げていくことが必要ですが、そのためにも新規の顧客には十分な習熟期間（3ヶ月）を設け、先物取引の仕組みを理解した上で取引していただいております。また、営業社員の資質の向上に努める一方で、万一顧客に疑問や苦情があるときは、早急かつ適切に対応して、トラブルの拡大を未然に防止できるよう本社はもちろん、各支店の管理部を有機的につなぐ管理システムを構築し機能させております。いずれにせよ、商品先物取引は高度に組織化された信用情報産業でありますので、顧客に信頼される資産運用の良きアドバイザー、またパートナーになれるよう全社を挙げて研鑽努力を重ねております。

② 当社及び当業界を取り巻く環境

これまでの商品業界は、金融・証券の動きからすれば、やや遅れた動きを示しておりましたが、先物取引の持つ先進的な性格と資産運用手段としての重要性に対する認識が進み、金融・証券・商品の分野の先物にまたがる幾多の派生商品が開発されるようになったことにより、商品先物の業界が好むと好まざるとにかかわらず、自ら抜本的な改革・改善を行うことが強く求められております。

その中で、平成16年末には委託手数料が完全自由化となり、また、平成17年5月に改正商品取引所法が施行され、委託者保護やコンプライアンスの徹底という環境が、従来までの企業のあり方を大きく方向転換させるようになってきました。

当社におきましても、法律で定められたルールを厳守しながら、顧客サービスを第一に考え、適切なアドバイスができるよう、社員教育を含めて、資質の向上に努めていきます。

③ 営業の経過及び成果

(1) 米穀事業部

コメについては、最近のコメ余りの中で平成3年にコメの卸売業の免許を取得して以来厳しい条件の中で、社長自らが率先して優良な販売先の開拓に努めており、18年度の売上は約28億円と、中部地区の米穀卸の中では十指に入る地位を確保するところまでになっております。

(2) 商品事業部

商品先物の分野では、ここ数年、売買高は70万～90万枚の水準で推移していましたが、平成18年度は約93万枚でした。売買実績は農産物、貴金属、石油、砂糖、ゴム等の順になっております。今後も全ての商品に精通できるように資質を向上し、さらにはオプション取引、指数取引など、派生商品についての研究開発の努力を積み重ねて、一段の営業力のアップを図って行きたいと考えております。

a. 平成18年度 売買実績

(単位：枚)

商品市場別 期別 内訳	第54期 (自 平成18年4月1日) (至 平成19年3月31日)		
	自己	委託	合計
農産物市場	18,191	361,588	379,779
砂糖市場	18	6,659	6,677
畜産物市場	22	425	447
貴金属市場	97,207	116,047	213,254
アルミニウム市場	0	60	60
石油市場	102,144	222,583	324,727
ゴム市場	152	6,295	6,447
天然ゴム指数市場	10	1,568	1,578
鉄スクラップ市場	0	1	1
合計	217,744	715,226	932,970

(注) 売買実績にはオプション取引に係る売買高を含めております。
また、受渡しによる決済数量は含まれておりません。

b. 売買収益と受取手数料等

商品取引業務の収入の基本は、受託業務によりもたらされる委託手数料であり、米穀部門はコメの販売額であります。

平成18年度は前記のような営業活動の成果として18.5億円の手数料収入をあげ、自己売買等による損失0.2億円により、商品取引業務としては約18.3億円の売上となりました。

一方、米穀部門の売上が約28億円ありましたので、当社全体の年商としては約46.2億円をあげることが出来ました。

当社の業務を取り巻く環境は、商品事業部門も米穀事業部門も経済の国際化・自由化の流れの中で、厳しい競争に曝されておりますが、法令遵守の徹底による信頼性の向上を図り、新たな顧客層の開拓を行うための営業努力を続けることにより、来期は今期以上の売上を上げることが目指して努力してまいります。

平成18年度 事業部門別売上高と売買損益

(平成18年4月～19年3月) (単位：千円)

商品事業部門		受取手数料	売買損益
先物取引	農産物市場	715,806	26,013
	砂糖市場	23,750	▲82
	畜産物市場	792	▲562
	貴金属市場	751,715	▲37,115
	アルミニウム市場	217	0
	石油市場	345,811	▲16,862
	ゴム市場	11,973	4,083
	天然ゴム指数市場	3,097	0
	鉄スクラップ市場	3	0
小計		1,853,164	▲24,525
オプション取引	貴金属市場	300	▲1,500
現物取引			2,552
合計		1,853,464	▲23,473

米穀事業部	販売額	仕入額	差引き
	2,786,010	2,504,346	281,664

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

④ 対処すべき課題

現在、わが国の社会・経済は、国際化と自由化の大きな流れの中にあります。商品先物取引業界では、平成16年末に手数料が完全自由化され、平成17年5月には商品取引所法の抜本的改正が行われました。このことは、大きく飛躍するチャンスであるとともに一層厳しく法令遵守を求められる環境で事業展開することとなります。

米穀事業部では、米穀物流の担い手として、また、商品先物という先進的な取引を行っているという特徴を活かして、コメの現物市場と先物市場創設の動向を睨みながら、その両方を繋いだビジネスの展開に備えての研究と準備を進めると共に、当面は無洗米の販売や炊飯事業など、末端消費者のニーズに合わせた営業力の拡充強化に力を入れていきます。

商品事業部においては、法改正による新規上場商品の拡大に伴いオールラウンドな営業力の向上を図り、リスクヘッジャーやリスクテイカーのあらゆるニーズに答えられるように経営体質の強化と、経営上のリスク管理の徹底など財務内容の充実に努めます。

次年度は、営業資産としての建玉を安定的に増大していけるよう、さらなる努力をしてまいります。

⑤ 受託業務管理規則

受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、自己責任原則を徹底しつつ委託者の保護育成を図ることにより業界の健全な発展に資するため、受託業務の適正な運営及びその管理に必要な事項を定めるものとする。

(規則の制定及び改正)

第2条 本規則の制定及び改正は、受託業務に係る経営上の責任を明確にするため、取締役会の決議を経て実施するものとする。

(管理体制と管理担当班の設置)

第3条 当社は、責任体制を明確にして受託業務の適切な管理運営を図るため、本社に営業部門から独立した組織である管理本部を設置し、総括管理責任者及びその補佐として統括管理責任者を置き、本店支店を通じた全体的な管理を行う。

2. 本店と各支店ごとに管理本部を主体とした管理担当者与管理責任者よりなる「管理担当班」を設置する。

3. 各部署に於ける管理担当者及び管理責任者は営業部門を兼務しない者とし、次の各号のとおりとする。

(1) 管理担当者は、本店、支店の管理部門の役付社員とし、営業部門から提出された「顧客(見込客)カード」と「取引口座開設申込書」の内容について、取引適格者であるかどうか及び勧誘にあたっての説明が適切に行われているかどうか等について確認する。

(2) 管理責任者は、本店及び各支店においては管理部門の長とし、管理担当者が確認した顧客の意思及び理解度について再確認を行い、受託の適否に関する事前審査を行うものとする。

4. 統括管理責任者は本社管理本部の部長職以上の者とし、管理責任者が事前審査において受託を適とした顧客の適合性に係る審査を行い、受託を適と判断した場合には総括管理責任者に報告する。なお、次項に定める者以外については統括管理責任者を最終審査者とする。

5. 総括管理責任者は取締役以上とし、統括管理責任者が審査して受託を適と判断した委託者のうち、原則として不適当と認められる勧誘の適用除外に係る審査、商品先物取引の未経験者に対する保護期間中の取引制限の解除に係る審査の最終審査者とする。なお、統括管理責任者から報告のあった事項について、総括管理責任者は必要があると判断した時は審査のやり直し等の措置を指示することができる。

(管理担当班の権限及び職務)

第4条 管理担当班の権限及び職務は、次の各号のとおりとする。

(1) 「取引口座開設申込書」「顧客(見込客)カード」の審査による適格者の選択と受託適否の判定

(2) 顧客管理のための「顧客カード」等の受託業務関係書類の整備

(3) 委託者総合管理表等による取引内容の精査と投資可能資金額、資産の状況との適合性の審査及び必要に応じた営業部門に対する適切な指導及び監視

(4) 登録外務員の委託者に対する連絡サービス状況の把握及び営業部門に対する指導

(5) 委託者からの苦情、紛争等に対する適切な対応と営業部門に対する事情聴取等の調査及び違反者に対する適切な措置

- (6) 過去に問題を起し、または起すおそれのある特定委託者のチェックと参入の防止
- (7) 商品先物取引に必要な知識の啓発普及並びに委託者の理解度向上のための必要な措置
- (8) 総括管理責任者による取締役会での管理業務に関する定期的な報告
- (9) その他委託者の保護育成に必要なと認められる措置

(勧誘行為及び取引意思の確認)

第5条 当社は商品先物取引の委託の勧誘行為及び委託者の取引意思の確認を次の各号に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 勧誘に先立って顧客に会社の商号、登録外務員の氏名、商品先物取引についての勧誘であることを告知する。
- (2) 勧誘に先立って、前号の告知をした上で顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認するものとする。
- (3) 顧客に対する告知記録及び勧誘を受ける意思の有無の確認記録として、営業社員は営業日誌に氏名、日時・場所、内容等を記帳するものとする。その保存期間は取引終了後3年間（取引に至らなかった顧客の記録の保存は不要）とする。
- (4) 勧誘段階において、顧客が適合性を有しないことが判明した場合にあっては、直ちに勧誘を中止するものとする。

(勧誘の際の禁止行為)

第6条 当社は委託の勧誘について以下に該当する勧誘を行わないものとする。

- (1) 委託を行わない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む）を表示した顧客に対して勧誘をすること。
 - (2) 迷惑な時間帯と考えられる午後9時から午前8時の間に勧誘をすること。ただし顧客から事前に具体的な指示又は承諾があった場合はこの限りでない。
 - (3) 顧客が表明した時間以上の長時間に亘って勧誘をすること。
 - (4) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法で勧誘をすること。
 - (5) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘をすること。
2. 前項第1号の顧客に対しては勧誘拒否者名簿を備え付けて記録し、社内掲示、ファクシミリ、メール等により社内に周知して営業部門に対して再勧誘することのないようにするものとする。

(顧客カード及び取引口座開設申込書の審査と承認)

第7条 当社は、商品先物取引を行おうとする顧客については本店及び支店ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した「顧客（見込客）カード」を作成し備え付けるものとする。なお、顧客カードも記載事項に変更があった場合にはその都度更新するように努めるものとする。

(注) 受託が承認されるまでは（見込客）として扱う。

- (1) 氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、住所及び連絡先
 - (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
 - (3) 収入、資産の状況、投資可能資金額等
 - (4) 先物取引及び証券取引等の経験の有無
2. 当社は、委託者の取引に対する主体性を確認するため次の事項を記載した「取引口座開設申込書」を委託者より徴収することとする。
- (1) 氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、住所及び連絡先
 - (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
 - (3) 収入、資産の状況、投資可能資金額等

- (4) 先物取引及び証券取引等の経験の有無
- (5) 商品先物取引に関するアンケート（勧誘活動の経過及び顧客の理解度に関する事項）
 - 3. 前項第3号の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入可能な資金総額であり、取引によって損失が発生している場合には当初申告した金額から損失等を控除したものが新たな投資可能資金額となる旨を取引口座開設申込書の徴収に先立ってわかりやすく説明し、顧客の理解を得た上で申告させるものとする。
 - 4. 当社は、健全な委託者の参入を図るため、本人確認書（運転免許証等の公的書類）の写しを徴収するものとする。また、顧客が法人の場合は、登記簿謄本等の公的書類を徴収するものとする。
 - 5. 営業担当者は、顧客から受託契約準則、商品先物取引委託のガイドの内容についての説明を受けたことを確認する旨の署名、捺印を求めた上で取引口座開設申込書及びお客様アンケートを徴収し、顧客（見込客）カードと共に統括管理責任者の審査及び承認を得た後でなければ約諾書の徴収、証拠金の受入及び取引の受注を行わないものとする。ただし、次条第3項に定める審査及び承認は統括管理責任者とする。
 - 6. 統括管理責任者は、営業担当者から前項規定の書面を徴収した場合は、管理担当者に直接顧客に電話等にて本人確認、取引の理解度確認及び取引に対する意思確認を行わせ、その結果を元に取り引開始の可否についての審査を行うものとする。
 - 7. 審査結果の記録事項は、審査日、審査者、適否の最終審査者、判断の理由及び根拠等とし、顧客カードに記録するものとする。
 - 8. 顧客カード及び口座開設申込書は、すべてこれを統括管理責任者のもとに備え付けるものとし、その保存期間は取引終了後3年間（取引に至らなかった顧客の記録の保存は不要）とする。

（商品先物取引不適格者の参入防止）

第8条 当社は、次の各号に該当するものに対しては、取引不適格者として商品先物取引の委託の勧誘及び受託は一切行わないこととする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 商品先物取引をするための借入れを行おうとする者
- 2. 次の各号に該当する者は適合性の原則に照らして、原則として不適当と認められる者として委託の勧誘及び受託は行わないものとする。但し、次項に定める例外要件を満たす場合にあつてはこの限りではない。
 - (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という）により生計をたてている者。（「生計をたてている」とは年金等の収入が収入全体の過半を占めている場合をいう。）
 - (2) 一定以上の収入（年間500万円以上）を有しない者。
 - (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者
 - (4) 一定の高齢者（75歳以上）に対する勧誘
 - (5) その他、商品先物取引を行うにあたって不適格と判断される者
- 3. 前項各号に該当するものについては、顧客自らが適合性の原則に照らして「原則として、不適当と認められる勧誘」の対象者であることを理解し、例外要件を自らが満たすことについて確認する旨の自書による申告があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、総括管理責任者が審査して承認した場合に限り受託

することができる。

- (1) 年金等で生活をたてている者及び一定以上の収入を有しない者については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。(裏付け資産の証明の一つの方法として、顧客しか知り得ない具体的な資産情報を記載した申出書の提出を受けること。)
- (2) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。裏付け資産の証明の一つの方法として、顧客しか知り得ない具体的な資産情報を記載した申出書の提出を受けること。)
- (3) 一定の高齢者については、当該顧客が直近の3年以内に延べ90日以上にわたり商品先物取引を行った経験があることなど、商品先物取引を行うのにふさわしい十分な投資経験があると認められること及び商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること。
4. 70歳以上75歳未満の高齢者及び25歳未満の若年者についても、本条第2項第4号に定める一定の高齢者に準じた取扱いをするものとする。

(契約時の説明)

第9条 委託の勧誘を受ける意思を表明した顧客に対しては、事前に商品取引所法第217条第1項に定める書面(商品先物取引—委託のガイド)を交付した上で、「書面」の記述や図面の該当箇所を示しながら、まず初めに第1号及び第2号に定める事項について説明し、顧客が理解したことを書面で確認した後、第3号ないし第6号に定める事項を説明して顧客が理解したことを同様の手順により書面で確認するものとする。

- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、担保として預託しなければならない取引証拠金等の10~30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であること。
- (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の金額を上回る損失が発生するおそれがあること。
- (3) 取引証拠金等に関する事項
- (4) 委託手数料に関する事項
- (5) 禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨
- (6) その他商品取引所法施行規則第104条に定める事項

2. 前項の規定にかかわらず、顧客の承諾がある場合には、商品取引所法施行規則第105条第1項に示された電磁的な方法により事前交付書面の交付を行うことができるものとする。

(委託者の保護育成措置)

第10条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない委託者又は商品先物取引の経験の浅い委託者並びにこれと同様と判断される者(以下、「新規委託者」という)については、最初の取引を行う日から最低3ヶ月を経過する日までの習熟期間を設け、次の各号に掲げる保護育成措置を講じるものとする。

- (1) 当該委託者の習熟期間中は、建玉時に預託する取引証拠金等の額が顧客が申告した投資可能資金額の1/3となる水準とする。
- (2) 前号で定める投資可能資金額の1/3となる水準を超える取引を顧客本人が希望す

る場合にあっては、当該顧客から、商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び、例外の要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて理解している旨の自書による書面での申告を得るとともに、当該顧客が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認しなければならないものとする。

- (3) 前号で定める事項を満たした場合、受託前に営業担当者は前号で定める顧客本人の自書による申出書及び「取引数量超過の申請書」を作成し、総括管理責任者による審査及び承認を受けなければならない。
- (4) 先物取引に対する理解度を判定するために、下記の項目についてアンケート調査を行い、未だ理解が不十分と思われる委託者については、受託数量の抑制等適切な措置を講ずることができるものとする。
 - イ) 商品先物取引の損益発生の仕組み及び損益計算方法の理解
 - ロ) 取引証拠金の性格及び取引追証拠金の計算方法の理解
 - ハ) 値幅制限についての理解
 - ニ) 商品先物取引には期限があることについての理解
 - ホ) その他、担当者との連絡状況等について
- (5) 審査結果の記録事項は、審査日、審査者、適否の最終審査者、判断の理由及び根拠等とし、顧客カードに記録し、保存期間は取引終了後 3 年間（取引に至らなかった顧客の記録の保存は不要）とする。
- (6) 当該手続きにおいて、最終審査者は総括管理責任者とする。
 2. 新規委託者と一般委託者との区分は次の各号に掲げる基準によるものとする。
 - (1) 商品先物取引の経験が直近の 3 年以内に延べ 90 日以上のある者
 - (2) 前号で定める基準に該当する者を一般委託者とし、それ以外の者及び取引未経験者を新規委託者とする。
 3. 商品先物取引の経験、未経験者に係る審査は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 「取引口座開設申込書」及び「顧客カード」の内容により審査を行うものとする。
 - (2) 審査結果の記録事項は、審査日、審査者、適否の最終審査者、判断の理由及び根拠等とし、顧客カードに記録するものとする。
 - (3) 保存期間は取引終了後 3 年間（取引に至らなかった顧客の記録の保存は不要）とする。
 - (4) 当該手続きにおいて、最終審査者は総括管理責任者とする。

(売買取引状況のチェックと委託者の売買内容等の分析調査)

第 11 条 当社は、委託者の保護育成及び受託業務の適正な運営を確保するため、次の各号により、委託者ごとの売買取引状況を常時把握して、適切な委託者の管理を行うものとする。

- (1) 新規委託者について管理担当者は、初回建玉開始後 3 ヶ月間は毎日、取引の内容等を精査して、その内容等に問題となるおそれがあると判断される場合は、営業担当者に指示して適切な措置を講じさせるものとする。
- (2) 管理担当者は、全ての委託者について、損金又は入金額が 1000 万円を超えたその委託者の取引内容を精査し、必要に応じて適宜営業担当者に適切なアドバイスを行うと共に、管理責任者に報告して、その後の対応についての指導を行うものとする。
- (3) 管理担当者は、取引継続中の全ての委託者について、毎月、顧客カード等により委託者の状況をチェックすると共に、営業担当者等からの情報をもとに、委託者が失業退職、病気等により第 8 条第 1 項及び第 2 項に該当するような状況になっていることを知り得たときは、営業担当者に指示して、速やかに取引の停止その他適切な措置を取らせなければならない。

(取引本証拠金の額等に係る処置)

第 12 条 取引本証拠金の額等は、次の各号により行うものとする。

- (1) 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。
- (2) 取引本証拠金の額等に係る社内責任者を総括管理責任者とし、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知するものとする。

(不正な資金の流入防止の措置)

第 13 条 当社は、委託者が横領等不正な手段により取得した資金の取引への流入を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 管理責任者は、委託者が、公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭、有価証券を取り扱っている者、企業の経理・財務等自己の資産以外の金銭等を扱っている場合で、その入金額が取引開始に当たって申告されている流動資産の額を超えることとなったときは、証明書類等により資金出所の裏付けを求めるものとする。
- (2) 前号の書類による証明が提出されない場合及び、不正資金流用が判明した場合は、総括管理責任者に報告し、その指示を受けて、追加資金の入金を断るとともに、既存の建玉についても速やかに決済させるなどの必要な措置を講じるものとする。
- (3) 第 1 号に該当する者に対して行った調査結果については、調査記録簿を作成するものとし、その保存期間は取引終了後 3 年とする。

(広告・宣伝に関する管理措置)

第 14 条 当社が受託業務に係る広告・宣伝を行うときは、日商協「受託等業務に関する規則」第 6 条を遵守するとともに、広告管理責任者を定めるものとする。

2. 広告管理責任者は、総務部の部長とし、広告に関する一切を総括管理する。
3. 広告・宣伝の実施にあたっては、予め広告管理責任者へ届出し、その審査と承認を受けなければならない。また変更する場合も同様とする。

(受託業務における禁止行為)

第 15 条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、及び日商協の「受託業務に関する規則」を遵守するものとする。

2. 前各条に定められた受託業務に関して管理責任者が行う指示に反して行為をしてはならない。

(違反者に対する制裁)

第 16 条 前条の禁止行為又は管理責任者の指示に反した行為を行った者に対しては、就業規則第 44 条及び第 45 条の規定による懲戒の対象とする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第 17 条 本規則は日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。また、これを変更したときも同様とする。

(附則)

1. 本規則は、平成 17 年 5 月 1 日より改正実施する。
2. 平成 17 年 7 月 22 日改正、平成 17 年 8 月 1 日より実施する。
3. 平成 18 年 2 月 14 日改正、平成 18 年 3 月 1 日より実施する。
4. 平成 18 年 11 月 18 日改正、平成 18 年 12 月 1 日より実施する。

⑥ 外務員の登録状況

外務員登録状況（平成18年度）

期首 （H18.4.1） 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 （H19.3.31） 登録外務員数
159 名	77 名	148 名	88 名

⑦ 委託者数

取引中の委託者の状況（平成18年度）

期首（H18.4.1） 委託者数	新規委託者数	期末（H19.3.31） 委託者数
713 名	544 名	513 名

⑧ 苦情・紛争等に関する事項

当社では、取引を巡る委託者からの相談、苦情等に迅速に対応し、かつ適切に処理するため、本社管理部本部の部長職以上の者を統括管理責任者、取締役以上の者を総括管理責任者とし、支店においては管理部門の長が管理責任者として直接対応することとしている。

また、名古屋、東京、新宿の各店には、それぞれ末端の「お客様相談窓口」としての管理担当班をおき、管理担当責任者と管理担当者を配置して、顧客からの相談に当たることとしている。

名古屋、東京、新宿の各店の管理担当班は、営業部門の責任者と常時密接な連絡をとりながら各取引内容をチェックし、問題になりそうな取引については、営業担当者を指導して、苦情及び紛議発生未然防止に努めている。

しかし、不幸にして取引を巡る苦情、紛争が発生した場合は、直ちに詳細な社内調査を実施して、適切な処理を行うこととしている。

（1）平成18年度中の苦情受付の状況

平成18年度中の当社または日商協に対する「苦情」の受付は、次表の通り46件である。その内の14件は勧誘時に発生しており、取引にかかるものは29件、取引終了時の対応に係るものは3件、その他0件となっている。

勧誘時の対応については十分に注意するよう指導するとともに、特に取引に関しては十分に顧客との意思の疎通を図り、苦情等の発生防止に努めていきたい。

平成 18 年度中の「苦情」受付件数と処理結果

苦情申出の事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取り下げ	打ち切り	
イ、勧誘時の対応に係るもの	14	8	0	0	6
ロ、取引そのものの内容に係るもの	29	18	0	0	11
ハ、取引終了時の対応に係るもの	3	0	0	0	3
ニ、その他の事由に係るもの	0	0	0	0	0
合 計	46	26	0	0	20

- (注) 1. 「苦情」とは、受託等業務に関して、委託者等が当社及び日商協に対して異議、不平不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申し出のあったもの。
 2. 「申出の事由」は、申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」とは、当事者間で自主解決したもの、「取り下げ」とは、申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打ち切り」とは、当事者間では自主解決できなかったもの。

(2) 平成 18 年度中の紛争件数と処理結果

紛争申出の事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取り下げ	不 調	
イ、勧誘時の対応に係るもの	1	0	1	0	0
ロ、取引そのものの内容に係るもの	1	1	0	0	0
ハ、取引終了時の対応に係るもの	0	0	0	0	0
ニ、その他の事由に係るもの	0	0	0	0	0
合 計	2	1	1	0	0

- (注) 1. 「紛争」とは、受託等業務に関して、委託者の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化し、先鋭化して委託者が取引所に仲介の申し出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申し出をしたもの。
 2. 「申出の事由」は、申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は、取引所又は日商協の仲介により解決したもの。「取り下げ」は、当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの。「不調」は、仲介で解決できなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成 18 年度に持ち越してきたもの

訴訟件数	和解	係争中
2 件	1 件	1 件

前年度から繰越係争中のものが 2 件あります。
そのうち 1 件は和解にて終了しております。

(2) 平成 18 年度に新たに提訴されたもの

訴訟件数	和解	係争中
1 件	0 件	1 件

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸 借 対 照 表

米常商事株式会社

平成19年3月31日

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
「流動資産」		「流動負債」	
現金・預金	(2,602,419,203)	買掛金	(2,349,846,747)
委託者未収入金	748,172,197	短期借入金	51,669,414
売掛金	79,202,488	1年内返済予定長期借入金	250,000,000
商品	506,357,065	未払法人税等	249,400,000
貯蔵品	269,305,322	預り証拠金	4,566,400
保管有価証券	23,625,277	先物取引差金	1,590,605,856
差入保証金	385,117,600	未払金	97,833,200
委託者先物取引差金	61,345,833	未払費用	32,912,075
預託金	389,737,800	賞与引当金	36,512,129
未収入金	50,000,000	預り金	9,691,804
未収収益	29,237,630	前受収益	5,580,781
その他	26,355,460		21,075,088
貸倒引当金	34,548,131		
	△ 585,600		
「固定資産」		「固定負債」	
(有形固定資産)	(4,051,092,272)	社債	(1,407,972,542)
建物	(3,076,370,679)	長期借入金	500,000,000
構築物	467,665,688	受取保証金	862,600,000
機械装置	6,449,834	退職給付引当金	3,846,000
車両運搬具	24,631,883		41,526,542
工具器具備品	11,815,728		
土地	14,625,562		
	2,551,181,984		
(無形固定資産)	(40,745,405)		
営業権	16,261,666		
ソフトウェア	2,328,090		
電話加入権	22,103,649		
その他	52,000		
(投資等)	(933,976,188)		
投資有価証券	58,485,953		
関係会社株式	234,888,888		
出資金	213,080,300		
長期未収債権	298,680,036		
長期差入保証金	426,275,382		
長期貸付金	21,470,548		
長期前払費用	19,978,396		
その他	49,979,448		
貸倒引当金	△ 388,862,763		
「繰延資産」			
社債発行費	(9,447,890)		
	9,447,890		
資産合計	6,662,959,365		
		負債合計	
		3,773,065,473	
		純資産の部	
		【株主資本】	
		資本金	
		2,899,223,026	
		利益剰余金	
		500,000,000	
		利益剰余金	
		2,399,223,026	
		利益準備金	
		(88,500,000)	
		任意積立金	
		(2,000,000,000)	
		繰越利益剰余金	
		(310,723,026)	
		【評価・換算差額等】	
		△ 9,329,134	
		その他有価証券評価差額金	
		(△ 9,329,134)	
		純資産合計	
		2,889,893,892	
		負債及び純資産合計	
		6,662,959,365	

② 損益計算書

損 益 計 算 書

米常商事株式会社

自平成18年4月1日
至平成19年3月31日

(単位:円)

科 目	金	額
【売上高】		
受 取 手 数 料	1,853,466,855	
売 買 損 益	△ 23,473,300	
そ の 他 の 売 上 高	2,786,010,498	
売 上 高 合 計		4,616,004,053
【売上原価】		
期 首 棚 卸 高	196,464,710	
仕 入 高	2,504,346,867	
合 計	2,700,811,577	
期 末 棚 卸 高	287,682,899	
売 上 総 利 益		2,202,875,375
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		2,218,831,328
営 業 利 益		△ 15,955,953
【営業外収益】		
受 取 利 息 配 当 金	1,007,957	
雑 収 入	95,896,792	
営 業 外 収 益 合 計		96,904,749
【営業外費用】		
支 払 利 息	45,132,535	
雑 損 失	10,686,228	
経 常 利 益		25,130,033
【特別利益】		
商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	15,760,483	
そ の 他 の 特 別 利 益	0	
貸 倒 引 当 金 戻 入	17,918,380	
特 別 利 益 合 計		33,678,863
【特別損失】		
固 定 資 産 除 却 損	1,049,524	
貸 倒 損 失 繰 入	87,803,657	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,336,600	
商 品 事 故 損 失	54,959,649	
固 定 資 産 売 却 損	181,857	
特 別 損 失 合 計		145,331,287
税引前当期純損失金額		△ 86,522,391
法人税、住民税及び事業税	1,403,021	
当期損失金額		△ 87,925,412

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日

単位:千円

	株主資本						評価・換算差額等	純資産の部
	資本金	利益剰余金				株主資本		
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金			
			任意積立金	繰越利益剰余金				
前期末残高	500,000	88,500	2,000,000	398,648	2,487,148	2,987,148	4,702	2,991,851
当期変動額								
当期純損益金				△ 87,925	△ 87,925	△ 87,925	△ 14,032	△ 101,957
当期変動額合計				△ 87,925	△ 87,925	△ 87,925	△ 14,032	△ 101,957
当期末残高	500,000	88,500	2,000,000	310,723	2,399,223	2,899,223	△ 9,329	2,889,893

④ 個別注記表

【 重要な会計方針に係る事項に関する注記 】

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社及び関連会社 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの 決済日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

時価のないもの 移動平均法による原価法

③ 保管有価証券は商品取引所法施行規則第 39 条により(株)日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、
主な有価証券の価格は次のとおりであります。

株券 (一部上場銘柄) 時価の 70%相当額

倉荷証券 時価の 70%相当額

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 米穀卸売に係る棚卸資産 移動平均法による原価法

② 商品取引に係る棚卸資産 個別法による原価法

(3) デリバティブの評価基準 時価法

(4) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産 定率法

(但し、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)

② 無形固定資産 定額法

③ 長期前払費用 均等償却

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費 社債の償還期間で均等償却しております。

- (6) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
 - ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における自己都合による退職金要支給額を計上しております。
 - ④ 商品取引責任準備金 商品取引事故の損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に定めるところによる積立限度額を計上しております。
- (7) 収益及び費用の計上基準
- ① 受取委託手数料 商品取引所における約定日、又はこれに準じた一般に公正妥当な会計処理により計上しております。
 - ② 商品先物取引売買損益 反対売買又は受渡による決済時に計上しております。
 - ③ 米穀卸売 出荷基準による計上をしております。
- (8) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるその以外のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (9) その他計算書類作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

【 貸借対照表に関する注記 】

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,102,147 千円
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している重要な固定資産として、電子計算機、事務用機器があります。
- (3) 担保に供している資産の内訳及び対応する内訳は次の通りであります。

イ、担保に供している資産

定期預金	525,491 千円
土地	2,509,196 千円
建物	415,244 千円
合計	3,449,931 千円

上記に対応する債務

一年以内返済予定長期借入金	249,400 千円
長期借入金	862,600 千円
社債	500,000 千円
合計	1,612,000 千円

ロ、株式会社日本商品清算機構に預託している金額

保管有価証券	378,563 千円
差入保証金	61,345 千円
投資有価証券	38,752 千円
長期差入保証金	297,084 千円
合計	775,745 千円

ハ、分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は12,531千円であります。

なお、同法施行規則第98条の規定に基づく委託者資産保全措置額は200,000千円であります。

(4) 偶発債務

保証債務 300,000千円

保証先・・・米常ライス販売株式会社

内 容・・・銀行借入

(5) 委託者未収金のうち、無担保未収金は、244,974千円であります。

そのうち流動資産に属するものが628千円、固定資産(発生から一年を経過しているもの)に属するものが、244,346千円であります。

(6) 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規定に基づくものであります。

(7) 委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払清算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

(8) 1株当たりの当期利益 $\Delta 87$ 円92銭

【 損益計算書に関する注記 】

(1) 受取委託手数料の内訳

商品先物取引 1,853,166千円

オプション取引 300千円

商品ファンド 0

合 計 1,853,466千円

(2) 売買損益の内訳

商品先物決済損益 $\Delta 134,667$ 千円

商品先物評価損益 108,642千円

商品売買損益 2,552千円

その他売買損益 0

合 計 $\Delta 23,473$ 千円

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	1499%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100] * 1	549%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金×100]	577%
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資本金×100]	43%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100] * 2	39%
(f) 負債比率 [負債合計額/総資産額×100]	137%
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	110%

* 1 「純資産額」は、商品取引所法第 221 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しているものをいう。

* 2 「総資産額」は、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く。